

議案第11号

目黒区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例

目黒区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（平成18年3月目黒区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

本部長は、規則で定めるところにより、保護本部に部を置く。

第3条第3項中「本部長室及び」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 規則で定める部に副部長を置く。

第4条中第5項を第6項とし、同条第4項中「本部員」を「副本部長以外の本部員」に、「本部長室」を「保護本部」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

第5条の見出しを「（本部会議）」に改め、同条第1項中「情報交換及び連絡調整を円滑に行う」を「重要事項を審議する」に改め、「、必要に応じ」を削り、「「会議」を「「本部会議」に、「招集する」を「置く」に改め、同条第2項中「会議」を「本部会議」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、本部会議に関し必要な事項は、規則で定める。

第6条第1項中「現地対策本部に」を「法第28条第8項の規定により現地対策本部を置いたときは、これに」に改め、「保護本部の」を削り、「指名す

る」の次に「者をもって充てる」を加える。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(説明) 目黒区国民保護対策本部及び目黒区緊急対処事態対策本部の組織を見直すため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。